

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【公開番号】特開2018-28107(P2018-28107A)

【公開日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-007

【出願番号】特願2017-224713(P2017-224713)

【国際特許分類】

C 09 D 17/00 (2006.01)

C 09 C 1/00 (2006.01)

C 09 D 201/00 (2006.01)

C 09 D 7/40 (2018.01)

【F I】

C 09 D 17/00

C 09 C 1/00

C 09 D 201/00

C 09 D 7/12

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月27日(2018.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無機粒状物質、多価金属塩およびノニオン性分散剤を含むことを特徴とする顔料組成物。

【請求項2】

前記無機粒状物質が、アルカリ土類金属炭酸塩または硫酸塩、含水カンドイト粘土、無水(焼成)カンドイト粘土、タルクまたはマイカの一種以上から選択される、請求項1に記載の顔料組成物。

【請求項3】

前記無機粒状物質が、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、ドロマイト、石膏、カオリソ、ボルクレー、メタカオリンまたは十分に焼成されたカオリンの一種以上から選択される、請求項1または2に記載の顔料組成物。

【請求項4】

前記無機粒状物質が、約0.1μm～約2μmのd<sub>50</sub>値を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の顔料組成物。

【請求項5】

前記無機粒状物質が、約0.3μm～約1.5μmのd<sub>50</sub>値を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の顔料組成物。

【請求項6】

前記無機粒状物質が、約0.3μm～約0.7μmのd<sub>50</sub>値を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の顔料組成物。

【請求項7】

前記無機粒状物質が、約25～約70の粒度分布勾配係数(d<sub>30</sub>/d<sub>70</sub> × 100)を有する、請求項1～6のいずれか1項に記載の顔料組成物。

**【請求項 8】**

前記多価金属塩が、二価金属塩である、請求項 1 に記載の顔料組成物。

**【請求項 9】**

前記二価金属塩が、アルカリ土類金属塩である、請求項 8 に記載の顔料組成物。

**【請求項 10】**

前記アルカリ土類金属塩が、カルシウム塩またはマグネシウム塩またはバリウム塩である、請求項 9 に記載の顔料組成物。

**【請求項 11】**

前記金属塩のアニオンが、クロライド、硫酸、硝酸および水酸化物から選択される、請求項 1 に記載の顔料組成物。

**【請求項 12】**

前記ノニオン性分散剤が、ポリマーである、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の顔料組成物。

**【請求項 13】**

前記ノニオン性分散剤が、非ポリマーである、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の顔料組成物。

**【請求項 14】**

前記ポリマーが、アルキレンオキサイドモノマーを含む、請求項 12 に記載の顔料組成物。

**【請求項 15】**

前記ポリマーが、非導電の疎水性鎖を含む、請求項 12 または 14 に記載の顔料組成物。

**【請求項 16】**

前記ポリマーが、アミン基および / またはリン酸基を含む、請求項 12 、 14 または 15 に記載の顔料組成物。

**【請求項 17】**

イオン性分散剤を更に含む、請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の顔料組成物。

**【請求項 18】**

前記ノニオン性分散剤の量が、前記無機粒状物質の乾燥質量を基準として、少なくとも約 0.3 質量 % ~ 約 1.5 質量 % である、請求項 1 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の顔料組成物。

**【請求項 19】**

請求項 1 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の顔料組成物、水および少なくとも 1 種のバインダを含むことを特徴とする水性塗工用組成物。

**【請求項 20】**

前記バインダが、ラテックス、デンプン、デンプン誘導体、ポリビニルアルコール (PV OH) またはタンパク質の一種以上から選択される、請求項 19 に記載の水性塗工用組成物。

**【請求項 21】**

請求項 20 に記載の水性塗工用組成物で被覆されたことを特徴とする支持体。

**【請求項 22】**

紙製品である、請求項 21 に記載の支持体。

**【請求項 23】**

前記紙製品が、プレコートを更に含む、請求項 22 に記載の支持体。